

長崎県公立大学法人退職手当審査会要綱

〔平成 27 年 10 月 1 日〕
細 則 第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長崎県公立大学法人職員退職手当規程(平成 17 年規程第 12 号)第 22 条第 6 項の規定に基づき、長崎県公立大学法人退職手当審査会(以下「審査会」という。)の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 3 人をもって組織する。

2 委員は、人事行政に関し識見を有する者その他理事長が適当と認める者のうちから、必要の都度理事長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、その者の委嘱に係る諮問事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、理事長の諮問に基づき、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長を定めるための会議は、理事長が招集する。

2 会議は、委員の全員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員(会長であるものを除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、法人事務局総務課総務グループにおいて処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。